平成２６年（フ）第７０１号
名古屋市中村区城屋敷町１丁目40番地の１　津田ハイツ103号
債務者　三浦　裕史
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２３号
愛知県春日井市上条町４丁目139番地　レオパレス上条201号
債務者　松山　公博
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７５号
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番807号
債務者　富浜　宗英
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４４号
名古屋市南区柴田本通５丁目４番地　ベラビスタ柴田403号
債務者　佐藤　万浩
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
青森市新田１丁目１番３号　サンコート藤Ｄ―202
債務者　山田　　巧
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
熊本県宇城市松橋町松橋74番地６　マルゴ中塘アパート８号、前住所京都府舞鶴市字森267番地56
債務者　井上　和宏
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６５号
熊本県宇城市松橋町松橋74番地６　マルゴ中塘アパート８号
債務者　井上　千花（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
熊本市中央区琴平２丁目１番７―403号　サン琴平ビル
債務者　池田　和己
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２２号
名古屋市緑区鳴海町字下汐田31番地の１　サンハウス大高駅Ⅱ302号
債務者　稲生　　博
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２３号
名古屋市緑区鳴海町字下汐田31番地の１　サンハウス大高駅Ⅱ302号
債務者　稲生　春美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
山口市大内矢田南３丁目13番16号
債務者　水野歩見人（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
山口市神田町１番８―101号
債務者　隅野加名子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
東京都小平市美園町３丁目９番19―103号
債務者　ナガキ　エルサ　マラキ
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後２時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６４号
東京都小平市中島町34番１―304号、住民票上の住所東京都小平市小川町１丁目444番地の57
債務者　佐久間友香（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後２時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３１号
岡山市北区牟佐120番地１ハミングバード101号
債務者　林　　栄子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３９号
岡山市北区神田町２丁目３番10号コーポひぐち21号、旧住所岡山市北区今７丁目24番14号
債務者　畠山美恵子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部